

# 公益信託 山下義彦・加壽子記念交通遺児育英奨学基金

## 2019 年度 奨学生募集要項

<p>1. 奨学生の資格</p> <p>*右記の事項すべてに該当する者</p>	<p>(1) 佐賀市内の高等学校又は大学に在籍する生徒・学生</p> <p>(2) 保護者*<sup>1</sup>が、陸上における交通事故*<sup>2</sup>により死亡、または後遺障害者*<sup>3</sup>になり、経済的に修学が困難な者</p> <p>(3) 学業優秀、品行方正である者</p> <p>(4) 在籍校の学校長の推薦を受けることができること</p> <p>*<sup>1</sup>：生徒・学生に対して親権を行う者(実父母のほか養父母を含む)および親権を行う者がいない場合には、後見人若しくは当該生徒・学生を養育している者</p> <p>*<sup>2</sup>：踏切を含む道路上で発生したもの、路面電車との事故および自転車事故も含む</p> <p>*<sup>3</sup>：自賠保施行令別表1および別表2の第1級から第7級の障害、または身体障害者福祉法の第1級から第4級の障害とする</p>
<p>2. 奨学金の額</p>	<p>月額 30,000円(高校生)</p> <p>月額 60,000円(大学生) 但し、放送大学生は30,000円</p> <p><b>※本奨学金は返済不要です(他の奨学金との併給も可能です)</b></p>
<p>3. 給付時期・方法</p>	<p>(1) 給付時期：毎年度4,7,10及び1の各月を給付月とし、以降の3ヶ月分に相当する金額を給付します。</p> <p>(2) 給付方法：奨学金給付申請書に記載の銀行等の口座に振込みます。</p>
<p>4. 給付期間</p>	<p>奨学生が在籍する学校の正規の最短修業期間とし、中途より給付の場合はその残りの修業期間を限度とします。なお、奨学生が休学又は長期欠席したとき等、奨学生としての資格を失った時は、奨学金の給付を休止、停止或いは廃止します。</p>
<p>5. 選出奨学生数(予定)</p>	<p style="text-align: center;">高校生・・・・・・・・・・・・・若干名</p> <p style="text-align: center;">大学生・・・・・・・・・・・・・若干名</p>
<p>6. 申請手続</p>	<p>(1) 奨学金受給を希望する申請者は、在籍校の推薦を受け、下記書類を学校経由で下記受託者にご提出ください。</p> <p>① 奨学金申請書</p> <p>② 前年度の学業成績及び収入状況を証明する書類</p> <p>③ 交通事故証明書(交通事故証明書が入手不能な場合は、受託者にご相談ください)</p> <p>④後遺障害の程度を証する証明書(死亡の場合は不要です)</p> <p>(2) 応募期間：<b>2019年4月1日～2019年5月31日</b> (必着)</p> <p style="text-align: center;"><u>※但し、上記応募期間を過ぎて奨学生の資格を満たした者については本応募期間に拘わらず、応募することができます。</u></p> <p>(3) 申請書は下記照会先記載のURLからダウンロードしてください(お電話でのご請求も承ります)。</p> <p style="text-align: center;">なお、応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。</p> <p>(4) 申請書類の提出先：下記提出先あてに郵送</p>
<p>7. 奨学生の選考・決定及び通知</p>	<p>(1) 選考方法：各校より推薦された奨学金申請書類を当基金運営委員会に付議し、選考します。</p> <p>(2) 決定通知：2019年6月頃に、選考結果を学校長を経由して申請者に通知します。</p>
<p>8. 生活状況報告書の提出</p>	<p>奨学生は、毎学年末に在籍する高等学校・大学の学校長を経由して、生活状況報告書等を受託者に遅滞なく提出しなければなりません。未提出の場合は、次年度からの支給が停止となりますのでご注意ください。</p>

### 【申請書の提出先・照会先】

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1  
 三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託グループ  
 山下義彦・加壽子記念交通遺児育英奨学基金 申請口

**TEL 03-5232-8910**(受付：平日9時～17時) **FAX 03-5232-8919**

申請書掲載URL <https://www.smtb.jp/personal/entrustment/management/public/example/list.html>